

各務原市子ども館運営管理要綱

(令和5年10月16日決裁)

各務原市子ども館運営管理要綱（平成19年1月23日決裁）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるものを除くほか、各務原市子ども館条例（平成17年条例第14号）第1条の規定に基づき設置する子ども館（以下単に「子ども館」という。）の運営及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 子ども館が行う事業の実施主体は、各務原市とする。

(利用児童の把握)

第3条 子ども館は、子ども館を利用する児童（以下「利用児童」という。）の住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を各務原市子ども館条例施行規則（平成17年規則第13号）第4条の利用カードにより把握しておくものとする。

(遊びの指導)

第4条 子ども館における遊びの指導は、利用児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における健全育成活動の助長を図るよう行うほか、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 利用児童の発達段階、運動能力、興味及び関心に配慮すること。

(2) 利用児童の体力及び活動力を^{かん}涵養するための運動遊び、情操を高めるための劇遊び等を実施すること。

(3) 安全に関する注意力及び危険回避能力の養成等の事故防止のための指導を行うこと。

(保護者との連絡)

第5条 子ども館は、次に掲げる事項について、利用児童の保護者と緊密な連絡を取り、子ども館への理解及び協力を得られるよう努めるものとする。

(1) 利用児童の健康状態、行動状況等

(2) その他利用児童及び子ども館に関して必要な事項

(事故防止等)

第6条 子ども館は、利用児童の安全確保のため、子ども館内の危険な箇所の把握及び改善に努めるものとする。

2 子ども館は、利用児童に事故、傷病等の緊急事態が生じたときは、直ちに応急手

当等の必要な措置を講ずるとともに、その保護者に連絡しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。